

第101回茨城県大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

- 1 日 時 平成29年6月9日(金) 16:15~17:10
- 2 場 所 水戸合同庁舎 601会議室
- 3 出席委員 矢野委員長, 国松副委員長, 亀田委員, 林委員, 水野委員, 矢口委員, 若柳委員
事務局 滝中小企業課長 他

4 議事要旨

大規模小売店舗の届出に対する意見について

(1) (仮称) タイヨー藤代店(新設)

- ・ 委員
藤代駅から交通量調査地点①へ向かう道路は、交通量は多くないものの変則的な形になっており、今後道路や歩道の整備を行う予定はあるのでしょうか。
- ・ 事務局
周辺の道路や歩道については、設置者と地元住民との話し合いの中で、道路管理者への働きかけを行っていくとのことでした。
- ・ 委員
来客車両が場内を通行する際に搬入車両ゾーン付近を通過することもあると思いますが、交錯する危険性はないのでしょうか。
- ・ 事務局
搬入車両ゾーンは幅員を広く設けており、搬入車両と来客車両が交錯しないような計画となっています。
また、開店前後の時間帯で、荷さばきルートを変更し、来客車両への安全面を考慮しているとのことでした。
- ・ 委員
開店後の時間帯は、搬入車両が歩行者専用通路を横切る計画となっており、搬入車両が通過する際には通路付近に交通整理員を配置するなどの対応は可能でしょうか。
- ・ 事務局
歩行者専用通路には、マーキングや注意喚起看板の設置を行う予定であり、また搬入車両の運転手に対しては歩行者等への注意を徹底するよう指導するとのことですが、搬入の際の交通整理員の配置について検討してもらえるよう設置者へ伝えます。(開店後の状況を確認し、交通整理員の配置について検討いたします。6/13確認)
- ・ 委員
出入口①には歩行者専用通路が設置されていないので、安全性の確保のために設置を検討いただけますでしょうか。
- ・ 事務局
設置者に伝えます。(出入口①に、路面標示による歩行者通路を設置いたします。6/13確認)
- ・ 委員
周辺が住宅街であることから、駐輪場の収容台数も多く設定されているが、自転車専用通路を設置する予定はないのでしょうか。
- ・ 事務局
現在のところ自転車専用通路の設置の予定はないとのことですが、設置を検討してもらえるよう設置者へ伝えます。(開店後、自転車のお客様が多い場合には、自転車専用通路の設置を検討いた

します。6 / 13 確認)

・ 委員

「とまれ」の標示は場内のどこに標示するのでしょうか。

・ 事務局

場内において、来客車両の交錯が見込まれる部分について複数箇所設置するとのこと。

・ 委員

店舗敷地周辺は通学路に設定されており、店舗敷地付近で信号待ちをする児童の安全性の確保の面から、店舗として配慮できることがあれば検討いただきたい。

・ 事務局

設置者へ伝えます。(開店後の状況を確認し、対応策について検討いたします。6 / 13 確認)

・ 委員

取手市の意見として「取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例」に基づく配慮とありますが、特別な規制があるのでしょうか。

・ 事務局

今回の計画地については、当該条例適用区域ではないため特別な規制はありませんが、緑化推進に配慮いただきたいとのこと。

・ 委員

集合住宅側の店舗境界に目隠しフェンスの設置とあるが、どのくらいの高さのものなのでしょうか。

・ 事務局

高さは2 m程度を予定しています。

・ 委員長

いろいろ意見をいただきましたが、当該店舗の新設届出については、市町村意見、指針等を勘案した結果、周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見は特になし、として答申してよろしいでしょうか。

・ 全委員

異議なし。

・ 委員長

そのように答申させていただきます。